

第2回近畿地域農業特定技能協議会運営委員会
(議事要旨)

日 時：令和6年12月18日(水) 15時00分～16時10分

※オンライン形式で実施

出席者：別紙のとおり

議事要旨：

冒頭、近畿農政局経営・事業支援部経営支援課長から以下の旨のあいさつがあった。

- ・食料・農業・農村基本法の改正が行われたところであり、農業はもとより、他産業においても人材不足、労働力不足という課題が今後ますます大きくなっていくものと認識している。
- ・そのような中、農業分野においては、特定技能2号の追加、また、令和6年度から向こう5年間にに向けて外国人の受入れ見込み数を78,000人と見直したところ。
- ・今後、育成就労制度についての検討や運用に向けて、関係機関との連携、協力が重要になると考えている。
- ・本運営委員会において、制度所管する省庁からの説明、皆様からのご意見等により、よりよい制度運用に向けた情報共有、意見交換等を行いたいと考えている。

1. 決定事項

- ・議事資料のとおり、「近畿地域農業特定技能協議会」規約の一部改正

2. 構成団体からの説明・報告

○出入国在留管理庁

- ・特定技能制度の運用状況、外国人労働者数の推移、特定技能外国人の行方不明状況等について説明があった。

○厚生労働省

- ・技能実習制度から育成就労制度への見直し、外国人労働者の雇用状況、外国人雇用事業所への支援策等について説明があった。

○近畿農政局

- ・近畿地域における特定技能外国人の受入れ状況について説明があった。
- ・農業特定技能外国人材満足度アンケート調査結果等について説明があった。
- ・外国人材満足度アンケートについては、株式会社JTBが相談窓口業務と併せて行っている取組。回答数は約1,500件で、昨年比で回答数は増加。結果については、どの項目もおおむね満足という回答になっている。

- ・外国人材受入総合支援事業については、農林水産省として、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等に加えて、外国人材に対する学習機会の提供の取組を支援しているところ。
- ・農林水産大臣が定める上乘せ基準告示の改正があり、6月15日から新たな運用が始まっている。改正の内容としては、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、協議会の構成員であることが求められるようになったもの。
- ・「近畿地域農業特定技能協議会」規約の一部改正について了承を求めたい。改正部分は、構成員の組織名称等。→異議なし。

○大阪府

- ・大阪府では、国の関係機関、経済界、観光局などで構成するOSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会を設置し、受入れ制度の共有や単独事業の紹介などを実施していることについて説明があった。

3. 質疑応答

○質問者（滋賀県）

- ・農業者の方が、外国人材を受け入れようとする場合に、登録支援機関としてどこかいいところはないかとの相談が寄せられることがある。制度内容等を説明する機関やホームページはあるものの、実際にどの登録支援機関に相談したらいいのかについては、公平性の観点から紹介しづらいのが実情だ。実際にうまくいっている事例等について教えていただきたい。

○回答者（法務省大阪出入国在留管理局）

- ・登録支援機関については、どのような方が登録支援機関として登録されているかという情報は、入管庁のホームページで公表している。お尋ねの趣旨は、どの登録支援機関を紹介すればマッチングとして理想であるかということかと思料するが、個別の分野だけに限った形での登録はしていない状況である。登録支援機関によって分野の得意不得意があるのは確かだが、特に農業分野に絞り込んだ形での登録ではないので、全ての分野に関する登録支援が基本的にできる体制が整っているものが、登録支援機関として登録されている。受入れ機関と登録支援機関のマッチング方法や成功事例については、入管庁としても様々な意見を踏まえて検討して参りたい。

○質問者からの要望（滋賀県）

- ・実際に登録支援機関の方に話を伺っていると、各機関によってサービスの質、程度は異なり、それに応じて、当然単価も変わってくると思われる。農業者の方からすると、求める価格やサービスの質等が選べるような情報があると役に立つと思いますので、これらについても検討していただきたい所存であり、皆様から意見・情報をいただけたらありがたい。